新潟県報道資料

令　和　５　年　１　月　１２　日
新潟県鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について
（第７報：令和５年１月 12 日 12 時現在）

村上市で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況については、下記のとおりです。

記

１　殺処分の状況

１月 12 日　12 時現在　927,876 羽（対象：約 130 万羽）

２　消毒ポイントの廃止について

利用状況を踏まえて、１月 13 日(金)をもって以下の消毒ポイントを廃止します。

・国道７号中小屋パーキング（村上市葡萄）

※詳細は県 HP をご確認ください。

（https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaisaku/2022toriinflu.html）

３　その他

（１）我が国では、これまで家きん卵及び家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていません。

（２）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いします。

（３）今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

＜この記載事項に関する問い合せ先＞
新潟県鳥インフルエンザ対策本部
家畜防疫班　担当　太田
電話　０２５－２８２－１７３３
内線　６５２４